

除外規定の意味について、外務省の回答(2016年2月10日)

- (1) 日豪EPA附属書一第3編第1節1(v)において、「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税に係る約束の対象から除外される旨規定している。
- (2) また、これらの品目については、関税に係る約束に関する他の規定における見直し等の対象とならない。

環太平洋パートナーシップ協定(署名用テキスト仮訳文①)

第2・4条 関税の撤廃

- 1 いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない。
- 2 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、附属書2-D(関税に係る約束)の自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する。
- 3 いずれかの締約国の要請に応じ、当該要請を行った締約国及び他の1または2以上の締約国は、附属書2-D(関税に係る約束)の自国の表に定める関税の撤廃時期の繰上げについて検討するため、協議する。